

外神田かなりや保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 倉敷福德会
事業者の所在地	岡山県倉敷市福井205番地
事業者の電話番号・FAX	電話番号 086-423-1809・FAX 086-434-2378
代表者氏名	理事長 小谷 浩二
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	外神田かなりや保育園					
所 在 地	東京都千代田区外神田三丁目 6 番 13 号					
電 話 番 号 ・ F A X	電話番号 03-3254-6500 ・ F A X 03-3254-6501					
施 設 長 氏 名	野山 里織					
開 設 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日					
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
	6 人	8 人	9 人	7 人		
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育					
事 業 所 番 号	6 6 - 1 4 1 9					

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷 地 面 積		1 6 8 . 0 6 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 5階建て 建築面積 1 2 6 . 9 7 m ²	
	延 床 面 積	4 6 7 . 5 5 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	乳 児 室	2 室	5 2 . 0 8 m ²
	ほ ふ く 室	室	m ²
	保 育 室	3 室	7 3 . 9 0 m ²
	調 理 室	1 室	2 4 . 7 9 m ²
	調 乳 室	1 室	3 . 5 4 m ²
	幼児用トイレ	5 個	3 0 . 3 7 m ²
	医 務 室	1 室	1 . 3 0 m ²
	事 務 室	1 室	1 5 . 4 3 m ²
	相 談 室	1 室	2 . 8 2 m ²
	職員休憩室	1 室	4 . 5 4 m ²
	そ の 他		2 5 5 . 9 6 m ²
設 備 の 種 類		冷暖房等	
屋 外 遊 戯 場 （ 園 庭 ）		屋外遊戯場 0 m ² （代替場所 芳林公園）	

園舎平面図 ※別添可

4 施設の目的、運営方針

目 的	保育を必要とする乳児及び幼児を保育し、運営方針をもって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。
運 営 方 針	保育理念 ・子ども達の第二の家庭でありたい。 ・保護者と地域をできる限り支援したい。 保育目標 ・元気で明るく思いやりのある子ども。 ・友達と仲良く元気に遊ぶ子ども。 ・最後まで根気強く頑張る子ども。

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務の内容	員数(人)	常勤(人)	非常勤(人)
施設長	保育園の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。	1	1	
主任保育士	園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。	1	1	
副主任保育士	主任保育士を補佐し、保育内容について保育士を統括する。	1	1	
保育士	子どもに合わせ、教育・保育を通じて保護者とともに心身の成長・発達をうながす。	5	2	4
栄養士	給食の業務や健康・食育に関わる。アレルギー対応、食中毒等の予防	2	2	
調理員（栄養士除く）	栄養士とともに業務を行う。			
看護師	子ども健康状態を観察し、感染症等の早期発見・連絡をおこなう。また、保育の補助業務を行う。			
事務員	園内事務処理を行う。	1		1
その他()				

6 保育・教育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	日曜、祝日、12月29日から1月3日

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 か ら 金 曜 日	7時30分から20時30分まで
-----------------	-----------------

土曜日	7時30分から20時30分まで
-----	-----------------

(2) 通常保育時間に関する保育時間 (11 時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11 時間)	7時30分から18時30分まで
土曜日の保育時間 (11 時間)	7時30分から18時30分まで
延長保育時間	夕：18時31分から20時30分まで

8 保育所の利用の開始に関する事項

千代田区子ども部 子ども支援課の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明に書等に同意された後に保育の提供を開始します。

9 保育所の利用終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・園児が小学校に就学したとき
- ・園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ・保護者、その家族又はその関係者が当園、当園の職員又はその関係者に対して、保育の提供を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合は、保育の提供を終了することがあります。

10 保育所の利用に際しての、留意事項

欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席や登園が遅れる場合は、9時00までに連絡をお願いします。
お迎えが遅くなる場合	お迎えが遅れる場合は、降園予定時刻までに連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行い連絡帳に記入をしてください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上（個人差有）ある場合は登園を控えてください。また解熱後24時間経過してから登園可能となります。

感染症について	麻疹（はしか）・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園許可書の提出時より登園してください。
投薬について	医療行為に当たる為原則として行いません。ただし、慢性疾患を抱えるなど医師から投薬の判断される薬に限り、『薬連絡票』に記入し、薬1回分を添えての投薬になりますので、必要な場合は個別にご相談ください。
延長保育について	前月20日までに『時間延長サービス申請書』の提出をお願いします。（入園月のみ初月申請）

11 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する区が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：区民税非課税世帯を対象に無償
延長保育料	1時間延長 月額1人あたり3,000円 補食代100円/1食 2時間延長 月額1人あたり6,000円 夕食代400円/1食 スポット延長 30分250円 ※延長保育は1歳児クラスから利用可能
用品に関する料金	0歳児の用品に係る費用 年額 1,080円 1歳児から5歳児の用品に係る費用 年額 860円 内容変更等により金額が多少変更する場合があります。 上記以外にも保育活動に関わる必要経費が別途かかる事もございます。
その他別表に定める料金	日本スポーツ振興センター共済掛金（任意） 年額315円 階層により減免の場合あり
	午睡用寝具リースに係る費用 月額 352円
	購入希望の場合 布団カバー 2,090円

12 支払方法

毎月26日 口座振替（振替日が土日祝の場合は翌営業日）

13 提供する教育・保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<毎日の教育・保育の流れ>

時間	乳児	幼児
7:30	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園	開園 保育標準時間（11 時間）開始 順次登園
9:00	おやつ 遊び（室内外）・散歩	遊び（室内外）
10:00 10:45	食事 (年齢によって前後します)	課題保育 (運動・製作・散歩・集団遊び)
11:30		食事 (年齢によって前後します)
12:00 12:30	お昼寝 (年齢によって前後します)	お昼寝 (年齢によって前後します)
14:30 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ
16:00	順次降園	順次降園
18:30 20:30	異年齢児合同保育 延長保育(1 歳児～) 閉園	異年齢児合同保育 延長保育 閉園

お散歩のコース

近隣にある芳林公園などにお散歩に行きます。

月 2 回英語教室

<保育計画（年間）> ※別紙参照

<クラス編成>

年	年齢	クラス名
0	歳 児	ひよこ
1	歳 児	うさぎ

2 歳 児	こあら
3 歳 児	らいおん
4 ・ 5 歳 児	ぞう

14 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	朝おやつ	給食		1 5 時 おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	(1 , 0 5 0 kcal) 5 0 %
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	
3 歳児		○	○	○	(1 , 4 0 0 kcal) 4 0 %
4 歳児		○	○	○	
5 歳児		○	○	○	

<給食の提供にあたって>

- ・ 自園調理
- ・ 献立の提供
- ・ 食育の取組
- ・ 誕生食や行事食の提供

<アレルギー対応について>

当園は、外神田かなりや保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

- ・ アレルギー対応
- ・ 生活管理指導表の提出、除去食の提供 など

15 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時にご用意いただくもの

- | | |
|---|------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・住所を確認するもの・保護者の緊急連絡先・児童の健康や体調を確認するもの・緊急災害時の園児引き取り人届書・お布団カバー | } 園所定の物に記載
など |
|---|------------------|

(2) 毎日持参いただくもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・通園かばん・コップ・着替え など |
|---|

(3) 服装について

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・動きやすく、着脱しやすい服装・ひもやフードなどのひっかけやすい服は避けるようにしてください・汚れてもよい物 など |
|---|

(4) その他ご用意いただくもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・常備しておく着替え・スモック(1歳児～5歳児)・上履き、上履き入れ(2歳児～5歳児)・手さげバッグ、タオルケット |
|--|

16 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・朝食を必ず食べて登園しましょう・身なりを整えて登園しましょう・排便はなるべく家庭で毎朝済ませて登園する習慣を付けましょう・玩具、おまけ類、お菓子、シールなどを持って来ないようにしましょう・保育士に子どもを手渡してから園を出てください など |
|--|

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・お迎えに来られた子どもさんを渡した後の事故には一切責任を持ちません・中学生以下までの兄弟などによる引率の登降園はできません・保育士に声を掛けてから帰るようにしてください・お迎えが通常と異なる場合は、帳面、電話等で連絡をお願い致します など |
|---|

17 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳
- ・スマートフォン端末への情報配信（園だより、クラスだよりなど）

18 健康診断、健康管理について

（１）健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

定期健康診断	0 歳児	月 1 回	1 ～ 5 歳児	年 2 回
歯科健診	全園児	年 1 回		
身体測定	全園児	月 1 回	など	

（２）健康管理、病気のときの対応

- ・体温測定 0 ・ 1 ・ 2 歳児は、登園後の体温と午睡明けの体温を測りスマートフォン端末へ入力
- ・発熱時の対応 3 7. 5 度以上の発熱で保護者へ電話連絡します
その他に嘔吐や下痢でも連絡する時があります
- ・「登園届」 医師の診断で記入してもらい登園できます
- ・園での与薬 どうしても必要な場合は医師の診断書が必要です など

19 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・園での予防対策
- ・発生した場合の連絡（掲示等） など

20 障害児保育について

- ・障害児保育を実施する場合の方針、留意点 など

21 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

22 医療的ケアが必要な児童の保育について

・医療的ケアが必要な児童を保育する場合の留意点、体制 など

23 嘱託医

以下の小児科医と嘱託医契約を締結しています。

担 当 医 師 名	吉田 任子
医 療 機 関 の 名 称	蒲田駅東口クリニック 他
所 在 地	東京都大田区蒲田 5-15-1VORT 蒲田 4 階
電 話 番 号	0 3 - 6 4 2 4 - 9 7 0 0

24 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医 療 機 関 の 名 称	ふくだ歯科医院
医 院 長 名	福田 晃治
所 在 地	東京都千代田区外神田 4-7-2 小林ビル 2 階
電 話 番 号	0 3 - 3 2 5 7 - 0 5 7 7

25 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地 域 防 災 拠 点	昌平童夢館 外神田 3-4-7
広 域 避 難 場 所	なし
そ の 他	

26 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	万世橋警察署	03-3257-0110
消 防 署	神田消防署	03-3257-0119

27 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	野山 里織
消 防 計 画 届 出 年 月 日	消防署 令和3年 4月 19日
避 難 訓 練	避難訓練の内容と回数を記載
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

28 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損保		
保 険 の 種 類	施設所有(管理)者賠償責任保険		
支 払 限 度 額	1名あたり	1事故あたり	保険期間中
身 体 賠 償	1億円	10億円	10億円
財 物 賠 償		1,000万円	1,000万円

29 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年1回、自己評価を実施 公表方法：園に掲示
外 部 評 価 ※外部評価は努力義務	実施方法：福祉サービス第三者評価を受審 公表方法：園に掲示 公表先： とうきょう福祉ナビゲーション

30 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名	加賀 絢子
	電話番号	03-3254-6500
相談・苦情解決責任者	氏名	野山 里織
	電話番号	03-3254-6500
第三者委員 ※外部評価は努力義務	金子 久美子	電話番号03-5256-6305
		民生委員 児童委員
	中塚 周一	電話番号086-528-0319
		保育園 理事長
	秀川 弘三	電話番号086-522-4384
		保育園 園長

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。
玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

31 連携施設

連携施設の種類	認可保育園
名称	横浜小谷かなりや保育園
所在地	神奈川県横浜市南本宿町26番地5
連携協力の概要	保育内容・保育士体制の支援 など

32 地域の育児支援について

・育児相談窓口 ・園開放、交流保育、育児講座 ・夏まつり、運動会、ハロウィン、クリスマス会 など
--

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 外神田かなりや保育園

所在地 : 東京都千代田区外神田三丁目6番13号

説明者職名 : 施設長 氏名 : 野山 里織

私は、書面に基づいて外神田かなりや保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、在籍中はこれに同意します。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : 印（署名でも可）

児童から見た続柄 :